

商工中金の危機対応業務

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けている

中小企業の皆さまへ～

商工中金では「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を設置しており、新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに支障を来している中小企業の皆さまからのご相談に対し、危機対応業務の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」でお応えいたします。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付(中小企業向け制度)の概要

～中小企業向け制度～

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方
資金使途	設備資金 運転資金
適用利率	商工中金所定の利率 (下限は日本公庫の基準金利。(2020年3月19日現在) 1.11% (注))
利子補給(※1)	下記に記載の通り。
貸出期間	設備：20年以内(据置5年以内) 運転：15年以内(据置5年以内)
貸出限度(※2)	元高：20億円以内 残高：3億円以内

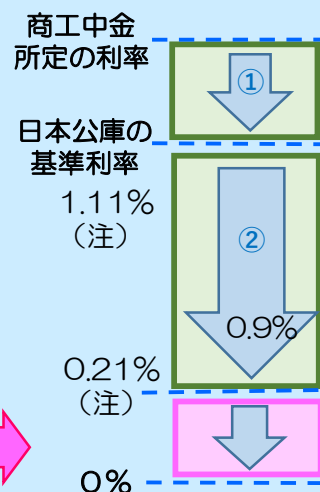
(※1) 利子補給の残高限度は、日本政策投資銀行等との合算運用となります。

(※2) 元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。

[利子補給制度について]

①商工中金所定の利率が日本公庫の基準金利(上記1.11%(注))を上回る場合は、残高3億円までの全額について、お借入期間中にわたり、日本公庫の基準利率(上記1.11%(注))までの利子補給があります。

②残高1億円まで、当初3年間は0.9%の利子補給があり、0.21%(注)になります。
(4年目以降はこの利子補給はありません。)



[特別利子補給制度について]

★別途、「特別利子補給制度」により、一定の要件(売上減少：中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上など)を満たす方は、残高1億円まで、当初3年間は、金利0%となるまでの利子補給を受けることができます。
(4年目以降はこの利子補給はありません。)

※利子補給金の請求に係る具体的な手続きや、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細については、中小企業庁ホームページ等で公表されるまで、今しばらくお待ち下さい。

● 利子補給制度と特別利子補給制度は、お借入期間中の金利はお客様にいったんご負担頂き、後日にまとめてお返す方式です。

(注) 「日本公庫の基準利率(2020年3月19日現在) 1.11%」は、貸出期間5年の場合の例示です。日本公庫の基準利率は、貸出期間により異なります。また、定期的な見直しにより変更されることがあります。

～中堅企業向け制度～

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方
資金使途	運転資金 設備資金
適用利率	商工中金所定の利率 (※：利子補給はございません)
貸出期間	設備：20年以内（据置5年以内） 運転：15年以内（据置5年以内）
貸出限度	定めなし（ただし、当金庫の審査により個別に金額が決まります）

○「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込み手続

1 ご融資の相談の受付

- ・事業の状況、ご資金の必要事情などについてお話を伺います。

2 お申込

- ・お申込みに必要な書類をご提出いただきます。
- ・必要な書類一覧は、商工中金ホームページをご確認ください。

3 商工中金での審査

- ・ご提出頂いた資料、面談時の情報をもとに、商工中金で審査を行います。
- ・必要に応じて、追加の資料をお願いする場合があります。

4 ご融資

- ・審査の結果、ご融資が決まれば、ご契約の手続きを致します。新規のお客様は、組合へ未所属の場合は加入手続き（下記、留意事項参照）、預金口座の開設手続きも必要です。
- ・ご契約手続きを終えたのち、ご融資の資金を入金いたします。

○制度融資ご利用に当たっての留意事項

○商工中金は、株主である中小企業の組合と、その組合員の皆さまをご融資の対象としています（未加入の場合はお申込時にご相談ください）。

○ご融資には審査があります。審査の結果、ご融資できない場合があります。

○審査には時間を要することがあります。また必要な書類の提出が必要です。あらかじめご了承ください。

○取引停止処分や差押等が生じたことのある方は本制度の対象外となる場合があります。法的整理（民事再生・会社更生に限る）が終結した方や借入金の延滞が解消した方は本制度の対象となります。

○個別のご相談はお近くの商工中金本支店までご連絡ください。